平成23年12月橋本市議会定例会会議録 (第6号) その2 平成23年12月16日 (金)

(午前9時29分 開議)

○議長(井上勝彦君) 皆さん、おはようございます

ただ今の出席議員数は22名で全員であります。

○議長(井上勝彦君)これより本日の会議を 開きます。

○議長(井上勝彦君)この際、報告いたします。

文教厚生委員会委員長、土井君から平成23 年12月13日付をもって議案1件が提出されま した。議案は、お手元に配付いたしておりま す。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(井上勝彦君) これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条 の規定により、議長において1番 辻本君、10 番 妙中君の2人を指名いたします。

日程第 2 議案第11号 橋本市神野々ふれ あい会館設置及び管理条例を廃止する条例 について から、日程第 5 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について ま での 4 件

〇議長(井上勝彦君) 日程第2 議案第11号 橋本市神野々ふれあい会館設置及び管理条例 を廃止する条例について から、日程第5 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定に ついて までの4件を一括議題といたします。 本案に関し、委員長の報告を求めます。 総務委員会委員長 9番 上田君。

〔9番(上田良治君)登壇〕

○9番(上田良治君) 皆さん、おはようございます。それでは、委員長報告を始めさせていただきます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託された議案第11号 橋本市神野々ふれあい会館設置及び管理条例を廃止する条例について、議案第16号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についてを審査するため、12月9日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第11号は、橋本市神野々ふれあい会館 について、当初の設置目的が達成されたもの と判断し、平成24年3月末で廃止するもので ある。

委員から神野々ふれあい会館の2階を利用しているこののほっとルームの今後の取り扱い及びその年間利用人数について ただしがあり、平成18年9月から、子育てのびのび夢プランに基づく子育て支援事業として、NPO法人に委託している。西部地域には、幼稚園がなく、他に活動する施設がないため、本施設の2階を使用している。条例廃止後は、市民の自治活動の場である集会所となるが、市としては今後も従前のとおり、同施設で事業を続けていきたいと考えている。また、年間の利用人数は、平成21年度が7,536人、22

年度が1万152人である との答弁がありました。

議案第16号は、斎場施設の統廃合による財政の健全化を図るため、橋本斎場を廃止し、高野口斎場に統合するための増設工事を進めており、平成24年4月1日から橋本市高野口斎場として稼働するものである。また、火葬料金の規定で、現在は生体分離肢体及び改葬遺骸の火葬をその他として分類しているが、本来これらのものは人体などに分類されるものであることから、区分設定を改正するとともに、あわせて料金設定の改正を行うものである。

委員から、改葬遺骸、生体分離肢体の説明、利用件数及び料金設定について ただしがあり、改葬遺骸とは火葬によらないで墓地に埋葬されている遺体のことである。現在、ほとんどの新しい墓地においては、焼骨でないと受け入れが困難であることから、改葬遺骸を火葬する料金を設定した。生体分離肢体とは、人体の一部分、手、足などを火葬する料金である。改葬遺骸及び生体分離肢体の利用件数は、過去3年間でそれぞれ年間約6件の利用があり、料金は1件当たり平均約1万8,000円を徴収した。改葬遺骸と生体分離肢体の火葬料金は、近隣市町村を調査し決定した との答弁がありました。

議案第23号は、市立共同浴場えびす温泉の 指定管理者として、平成21年度から23年度ま で指定していた岸上区に継続して24年度か ら26年度までの3年間を指定するものである。

委員から施設の利用人数及び施設の老朽化について ただしがあり、本施設の年間述べ利用人数は、平成21年度3万7,046人、22年度3万6,166人、23年度においてはエコパーク紀望の里に浴場ができたため、若干減ったと聞いている。また本施設は、地区内外から利用していただける施設でもあり、コミュニティ

の場となっている。本建物は、昭和60年に建 てられたもので、老朽化しており、毎年小修 繕を行っているが、大きな修繕については市 の負担により過去に何度か行っている との 答弁がありました。

燃料価格が高騰した場合の指定管理料の取り扱いについて ただしがあり、平成18年度から20年度までの指定管理期間で燃料価格が高騰したが、経営努力を行っていただいた中で、なお不足分については補正予算で対応した。今回の指定管理料については、燃料代と人件費が大きな要素であるが、なるべく経費を抑えるように指導している との答弁がありました。

議案第25号は、市民会館の指定管理者として、平成17年度から21年度まで指定している 財団法人橋本市文化スポーツ振興公社に平成24年度から26年度までの3年間を指定する ものである。

委員から公募による選定を行っていない理由について ただしがあり、市民会館が単なる貸館で維持管理業務のみを指定管理者に託するという位置付けであれば、公募していくべきであると考えるが、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社は、本市の文化事業を幅広く推進するために、本市が設立した公益法人であり、市全体の文化施策を推進するという観点から公募は行わなかった との答弁がありました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(井上勝彦君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 中西君。

○8番(中西峰雄君)確認のために、お尋ね します。

まず、神野々ふれあい会館の廃止条例で集 会所として使っていくわけですけれども、今 後の館の管理につきましてどのようにしていくという議論がありますでしょうか。つまり、修繕等保守、あるいは修繕等についてどこがどない負担していくんかということについての報告をお願いしたいと思います。

そして、もう一点は、ふれあいルームですけども、これが集会所でこういう事業やっているのは、ここだけでございますけれども、これの将来的な展望、あり方はどのように考えていますかということについて議論があったのか、ご報告をお願いします。

- 〇議長(井上勝彦君) 9番 上田君。
- ○9番(上田良治君) 今のおただしの件でございますが、神野々ふれあい会館については、目的の業務は達成したということで、地元区に今後の施設の事業についてはお願いをしていくということなんですが、これについては市のほうでも小規模の改修とか、大規模改修を重ねながら、健全な施設のそういった管理にしてございまして、今後についてもこれから地元区、あるいはNPOとか、そういった方に委託をしながら事業を進めてまいるということで、答弁をいただいております。まあ、そういった質問もございました。

そういった中で、今、中西議員からおただ しの件なんですが、この館については、国の そういった施策に基づいて進めてきた事業で ございますけど、市のそういった今後の方向 性というものを定めていただいた中で、今後 は、地元区に協力を求めながら、この事業を また推進していただけるということで、そう いった質問等ございました。

以上でございます。

- 〇議長(井上勝彦君) 8番 中西君。
- ○8番(中西峰雄君)答弁もれかもしれません。

要するにこの間の今後の管理費ですね、光 熱水道費あるいは保守費等についてどのよう

な負担割合で、普通は集会所であれば各区が 管理をしていくと、保守あるいは修繕費につ いても若干の市の補助はありますけれども、 基本的には自治会でやっていただくというこ とになっとるんですけれども、ここの管理に ついて今後どのようにしてやっていくのかと いうこと、もうちょっと詳しくご報告いただ きたいなと。

もう一点は、ふれあいルームにつきましては、当面の間これをやっていくという報告はいただいておりますけれども、将来展望として、幼保一元化計画もございますし、そんな中で将来の方向性をどのように考えておられるのかということについて、再度、答弁もれも含めてお願いいたします。

- 〇議長(井上勝彦君) 9番 上田君。
- ○9番(上田良治君) 今、中西議員からの質問なんですけど、そういった諸々の今後の施設の維持管理とかそういったものについては、委員会では質問がなかったように思います。

方向性については、今後についてはこの地 元区あるいはNPO法人の委託した方々でい ろいろとお願いすると、そういったことで。 そういった中身、詳しいことについては質問 等なかったと思います。

- ○議長(井上勝彦君)ほかにございませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(井上勝彦君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第11号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市神野々ふれ あい会館設置及び管理条例を廃止する条例に ついて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告

のとおり決することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決さ れました。

次に、議案第16号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決さ れました。

次に、議案第23号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 公の施設の指定管

理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決さ れました。

日程第6 議案第19号 市道路線の認定に ついて から、日程第10 議案第26号 公 の施設の指定管理者の指定について まで の5件

○議長(井上勝彦君) 日程第 6 議案第19号 市道路線の認定について から、日程第10 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定に ついて までの 5 件を一括議題といたします。 この際、当局から発言の申し出があります ので、発言を許します。

経済部長。

〇経済部長(岡松克行君)議案第24号、公の 施設の指定管理者の指定についての議案書の 訂正をお願いいたしたいと思います。

2番の指定管理者に指定する団体等の所在 地の地番について、訂正をお願いしたいと思 います。橋本市高野口町嵯峨谷34番地となっ ておりますが、嵯峨谷66番地に訂正をお願い いたします。誠に申し訳ございませんでした。

本案に関し、委員長の報告を求めます。 経済建設委員会委員長 13番 石橋君。

○議長(井上勝彦君)ご了承願います。

[13番(石橋英和君)登壇]

O13番(石橋英和君)経済建設委員会でございます。委員長報告を行います。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託された議案第19号 市道路線の認定について、議案第21号 土地改良事業の施行について、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第24号 公の施設の指

定管理者の指定について、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第19号は、独立行政法人都市再生機構 が橋本隅田土地区画整理事業で整備した紀ノ 光台センターゾーンの歩行者専用道路、また 区画道路である紀ノ光台20号線ほか3路線及 び、南海電気鉄道が南海橋本林間都市隅田A 地区の区画整理事業で整備したあやの台地内 の区画道路であるあやの台63号線を新たに市 道として認定するものであり、委員会は先に 現地に赴き調査の後、審査を行いました。

委員から、あやの台63号線の起点の交差点付近の見通しがあまり良好でなく、近隣にあやの台小学校が新設されることから、カーブミラー等の設置が必要ではないか とのただしがあり、通学児童の安全確保の面から、あやの台小学校の通学路として別途歩行者専用道路を整備するが、自動車等は本市道を通行するため、今後交通状況等を勘案し、必要に応じカーブミラー等の設置を検討したい との答弁がありました。

議案第21号は、西畑地区において平成24年度から土地改良事業を施行するものであり、事業の概要は、事業量:区画整理(ほ場整備)3.9ha・農道整備625m、総事業費:1億500万円、受益面積:31.9haなどである。

委員から、事業実施により、土地の利用形態はどのように改善されるか とのただしがあり、現在は、計画区域内に谷が2箇所あり、急斜面での柿の栽培など非常に厳しい状況での営農となっている。本事業により、谷の部分に盛土を行い、ほぼ水平に近い農地として整備し、また区域内に市道清水西畑線に接続する農道を整備することで、営農に適した土

地として利用できることになる との答弁がありました。

施行場所への工事車両の進入方法について ただしがあり、国土交通省との協議により本 事業施行に必要な京奈和自動車道整備事業の 残土の受け入れが平成24年秋ごろからの予定 となっている。同時期に事業箇所への連絡道 路となる市道清水西畑幹線及び広域農道が概 ね完成することから、これら道路を利用して 工事車両が進入できるよう関係機関と協議中 である との答弁がありました。

議案第22号は、高野口IT地域交流センターについて現在の指定管理者である高野口商工会による施設の運営実績等を考慮し、引き続き同商工会を指定管理者として指定し、指定期間は平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間とするものである。

委員から、市が作成した現指定期間の決算 関係資料と指定管理者が提出した収支予算書 の予算科目の統一について ただしがあり、 指定管理者から提出された決算とは別に指定 管理料が妥当かどうかの判断をより容易にで きるよう参考資料として市が取りまとめた決 算書類であり、指定管理者から提出される収 支予算書の科目との統一は考慮していない との答弁がありました。

指定管理による施設運営の必要性並びに実施事業等の充実について ただしがあり、本施設は国の補助金を活用して市が設置した施設であり、委託、市直営、もしくは指定管理による運営のいずれかとなるが、経営判断の早さなど民間活力を最大限に生かすため、指定管理による運営が望ましいと考えている。現指定期間においても、さまざまな事業が指定期間においてさらに創意工夫いただき、指定管理のメリットを十分生かしたい との答弁がありました。

議案第24号は、高野口山村体験交流促進センターについて、現在の指定管理者であるふるさと体験村管理組合による施設の運営実績等を考慮し、引き続き同組合を指定管理者として指定し、指定期間は平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間とするものである。

委員から、施設の有効活用を図るため、22 年度決算の繰越金等を充当して庇を設置する としているが、その妥当性について ただし があり、市所有の施設であるため、庇の設置 が必要となれば通常は市で設置費用を予算化 する必要がある。しかし、今回は指定管理者 より、現指定管理料の中で経営努力を行いる より、現間を捻出して設置したいとの要望が応 設置費用を捻出して設置したいティア対応に より本来発生する人件費を抑制するなどの より本来発生する人件費を抑制するなどの より本来発生する人件費を抑制するなどの より本来発生する人件費を抑制するなどの より本来発生する人件費を抑制するなどの との答弁がありました。

本施設の設置目的に都市との交流とあるが、観光協会や市ホームページ以外にどのような方法で市外にPRしているか とのただしがあり、イベント参加者に対しては次回の開催資料等の送付などのリピーターを増やす取り組みや他の開催行事一覧表の配付により参加を呼びかけている。その他の対応として、河内長野市・橋本市・五條市広域連携協議会のスタンプラリー事業を通じて観光資源として紹介し、また南海電鉄・JRを通じて主要な駅にパンフレットを配置するなどPRを行っているとの答弁がありました。

議案第26号は、橋本林間田園都市駅駐輪場について、指定管理者の公募を行い、応募があった4団体について指定管理者選定委員会において審査した結果、最高点を得た社団法人橋本市シルバー人材センターを指定管理者として指定し、指定期間は平成24年4月1日

から27年3月31日までの3年間とするものも のである。

委員から、質疑意見等はありませんでした。 以上、経済建設委員会委員長報告でござい ます。

○議長(井上勝彦君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 中西君。

○8番(中西峰雄君)議案第21号についてお 尋ねいたします。

は場整備ですけれども、事業費が1億500万円となっていますが、24年度から28年度までということですが、この財源につきましてどのようなやりとりがあったのか、質疑があったのか、つまり、地元負担とか市負担とかあるいは補助金とかですね、財源はどうなっとるのかということについてお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(井上勝彦君)13番 石橋君。
- **○13番(石橋英和君)**ただ今のおただしでございますが、当委員会において財源等の質問が出ておりませんので、答弁もいただいておりません。
- ○議長(井上勝彦君)ほかにございませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(井上勝彦君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第19号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 市道路線の認定に ついて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 土地改良事業の施 行について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 公の施設の指定管 理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決さ れました。

次に、議案第26号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。